

兵庫地方最低賃金審議会
第1回兵庫県
電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械
器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

議事録

令和6年8月23日(金) 13時22分～16時06分	
兵庫労働局 第3共用会議室	
公益代表委員	梅野委員、千田委員、三上委員
労働者代表委員	末道委員、中島委員、堀井委員
使用者代表委員	榮永委員、新山委員、松岡委員
事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、 飯田賃金指導官、山中労働基準監督官、小川労働基準監督官
<p>(1) 部会長・部会長代理の選出について</p> <p>(2) 兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について</p> <p>(3) その他</p>	
議 事 内 容	
<p>飯田賃金指導官</p> <p>本日は、大変お暑い中、御出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>定刻より少し早いですが、皆様お集りですので、ただ今から、第1回兵庫県電子部品等製造業最低賃金専門部会を開会します。</p> <p>本日は、全員御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を充足しておりますことを御報告いたします。</p> <p>本日の審議は、議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望の申出はありませんでしたので、御報告いたします。</p> <p>では、初回の専門部会となりますので、部会長が選出されるまでの間、事務局において議事を進行させていただきます。</p> <p>審議に入ります前に、労働基準部長より挨拶を申し上げます。</p> <p>岡本労働基準部長</p> <p>労働基準部長の岡本でございます。</p> <p>各委員におかれましては、当専門部会の委員につきまして、快くお引き受けいただきますとともに、またお忙しい中、御出席を賜りありがとうございます。</p>	

最低賃金につきまして、これから御審議いただきます特定最賃とともに地域別最賃がありますが、そちらにつきましては、今週 8 月 21 日に異議申出の審議が終わりまして、事実上今年 10 月 1 日に現行から 51 円引き上がり、時間額 1,052 円ということで発効する予定となっております。

これから御審議いただきます電子・デバイス等製造業につきましては、この地域別最低賃金の金額にも御配慮いただきながらの必要性審議が必要となってくるかと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

また、併せまして、特定最賃の特性としましても、中央最賃審議会の方で審議に当たっては労使のイニシアティブが重要であるとされておりますので、併せて御留意いただければと思います。

非常にタイトな日程の中で調整・審議等各委員の皆様には、御負担をお掛けしておりますが、円滑な審議ができますように事務局としても努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

飯田賃金指導官

続きまして、本来であれば、各委員をお一人ずつ紹介させていただくところですが、時間の関係もありますので、お手元の資料の 1 ページに添付してあります委員名簿にて、各自御確認をいただくことで代えさせていただきますと思います。

それでは、議題(1)「部会長・部会長代理の選出について」に入らせていただきます。

部会長、部会長代理の選出につきましては、慣行によりまして、公益代表委員の皆様で事前に御相談いただいて、候補者を推薦していただき、その後、御推薦いただいた委員を専門部会にお諮りするということにさせていただいておりますが、そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

飯田賃金指導官

それでは、そのようにさせていただきます。

では、公益委員の方から、部会長と部会長代理の推薦をよろしくお願いいいたします。

三上委員

公益代表委員の三上です。

公益側委員におきまして、事前に打合せをいたしました。

部会長には梅野委員、部会長代理に千田委員を推薦することで調整を終えております。このお二人の方を推薦したいと思いますので、よろしくお願いいいたします。以上です。

飯田賃金指導官

ただ今、部会長に梅野委員、部会長代理に千田委員との御推薦がありましたが、労使委員の皆様いかがでしょうか。

各委員

異議なし。

飯田賃金指導官

はい、「異議なし」との声をいただきましたので、部会長に梅野委員、部会長代理に千田委員が選出されたものと確認いたします。

それでは、この後の議事進行につきましては、梅野部会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

梅野部会長

梅野です。よろしくお願いいたします。

それでは、初めに専門部会の議事録の確認をする委員を決めたいと思います。

労働者側の委員はどなたにされますか。

堀井委員

はい、堀井でお願いします。

梅野部会長

使用者側はどなたにされますか。

松岡委員

はい、松岡でお願いします。

梅野部会長

それでは、当部会において議事録の確認をいただく委員は、私、梅野とそれから堀井委員、松岡委員といたします。

また、この確認を行う委員が欠席された場合は、適宜代わりの委員を指名するということにしたいと思いますが、それでよろしいですか。

各委員

はい。

梅野部会長

では、次の議題(2)「兵庫県電子部品等製造業最低賃金に係る改正決定必要性の審議について」です。

今年も昨年同様、「改正決定の必要性の有無について」、それぞれの業界事情に詳しい専門部会委員に判断を委ねるべきであるという本審での決定を踏まえまして、各専門部会において審議することになりました。

事務局において、確認の意味も含め、今年の特定最賃審議に至る経過、そして今後の改正に向けた審議の流れ等についての説明をお願いいたします。

安積賃金室長

では、事務局より説明させていただきます。

兵庫県最低賃金につきましては、9件の特定最低賃金があります。

そのうち、今年は、6月24日、25日、7月4日に合計7件の特定最低賃金について、改正の申出をいただいております。お手元にお配りしてあります資料の14ページを御覧ください。

ここに今年の特定最低賃金改正の申出状況を一覧表に取りまとめております。

今回、申出をいただきました7件の特定最低賃金の改正につきましては、いずれも形式的要件を具備しているものと判断しまして、7月19日の本審におきまして、改正必要性の有無についての諮問をさせていただいております。

兵庫県では、令和元年までは本審で一括して改正の必要性審議を行った上で、各専門部会において金額審議のみを行っておりましたが、令和2年以降につきましては、各業界事情に通じた専門部会委員での判断に委ねるべきとの意見を踏まえ、各専門部会で改正の必要性の審議を行う運びとなっております。

本年も昨年同様、各専門部会において、その金額改正の必要性の有無に係る審議から行っていくことを決定しております。

特定最低賃金の改正につきましては、金額の改正を行うことの必要性に係る諮問答申、そして、金額をいくらにするかという金額改正の諮問答申の二つの段階を踏まえて、金額改正に至るという形になっております。その辺りについて簡単に御説明させていただきます。

お手元の資料の2ページ以降になりますが、特定最低賃金の流れをまとめた資料をつけさせていただきます。

その3ページ目を御覧いただきますと、特定最低賃金につきましては、最低賃金法第15条から第19条において規定されているもので、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものとされております。

その決定につきましては、労使のイニシアティブにより決まり、全国では224件設定されている状況となっております。

兵庫県では、先ほど申し上げましたとおり、9件設定されている状況ではありますが、そのうち7件の改正の申出があった状況となっております。

また、特定最低賃金と地域別最低賃金との関係についてですが、その3ページの真ん中辺りに書かれていますが、最賃法第16条で地域別最低賃金より高い額で特定最低賃金を決定しなければならないと法律上規定されております。

資料4ページ目を御覧ください。

右側に地域別最低賃金について、書かれており、兵庫県におきましては、今現在のところは時間額 1,001 円ですが、これは全ての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットという役割・機能であることに対しまして、左側の特定最低賃金につきましては、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものとしての役割設定がされており、それぞれその役割設定が大きく異なることとなっております。

続きまして、資料9ページ目を御覧ください。

特定最低賃金の決定、改正までのプロセスです。

まず、関係労使からの申出がありましたら、労働局長が諮問を行い、審議会又はその専門部会で金額改正の必要性の調査審議を行い、その必要性の答申があった場合には、金額の諮問、金額の調査審議、改定額の決議、改定額の答申を行って、異議審を経て改定額を決定、それから官報公示をして、効力発生という流れになっております。

なお、本日は、この流れの中で、必要性の調査審議を行っている状況となるものです。

少し戻っていただいて、7ページ目を御覧ください。

ここでは、特定最低賃金の改正の必要性や金額決定にかかる審議についての考え方がまとめられております。

一番上の昭和 57 年の中央最低賃金審議会答申の中で、「特定最低賃金の必要性の有無は新産業別最低賃金の設定の趣旨にかんがみ、全会一致の議決に至るよう努力するもの」とされており、つまり、改正の必要性は全会一致によらなければならないということになっております。

一方、その7ページの一番下のところになりますが、平成 14 年の中賃の協議会報告におきましては、「改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。」とされており、ここでは「望ましい」と表記することにより、全会一致だけではなく採決にて決定することもあり得ることを含んでおります。

以上のことから、特定最低賃金につきましては、改正の必要性は全会一致が必須であり、金額決定については、全会一致が望ましいとされていることとなります。

改正の必要性がありとなった場合には、先ほど御説明させていただきましたように、最賃法第 16 条で地域別最低賃金より高い額で特定最低賃金を決定することが求められておりますので、地域別最賃より最低 1 円以上の引上げを行うことが求められてきます。

つまり、今年の場合でいいますと、すでに兵庫県最低賃金を 1,052 円に引上げる答申をいただいており、8月21日の異議審を終えて、8月30日に公示されるという予定で手続きを進めておりますので、その決定された兵庫県最低賃金 1,052 円を超えない改正というのは認められないということになります。

また、特定最低賃金につきましては、申出を行った最も低い労働協約の時間額を超える金額での改正はできませんので、改正額の上限はその最低額が限度となります。

具体的に申し上げますと、お手元の資料の 14 ページの申出状況一覧表の電子部品等製造業を御覧いただきますと、その真ん中の下辺りに最も低い金額の欄があります。その金額が 1,121 円となっておりますので、この 1,121 円を超えることはできないということにな

ります。

以上のことを参考していただき審議していただければと思います。

事務局からの説明としましては以上となります。

梅野部会長

ただ今の説明で、御意見、御質問等はございますか。

各委員

(特になし)

梅野部会長

では、兵庫県の電子部品等製造業最低賃金の改正決定必要性の有無についての審議に入ります。

事務局から、本日お配りいただいております各種参考資料の説明をお願いします。

山中労働基準監督官

賃金室の山中です。まず、私の方から、本年度の基礎調査結果関係資料について説明させていただきます。

(以下の資料 18～38 ページについて説明)

資料 6 令和 6 年度最低賃金に関する基礎調査結果(特定最賃)

安積賃金室長

続きまして、資料ページ 39 ページ以降を、私、安積より、御説明させていただきます。経済概況や雇用状況等に係る部分の説明とさせていただきます。

(以下の資料 39～134 ページについて説明)

資料 7 一般職業紹介状況(令和 6 年 6 月分)(兵庫労働局職業安定部職業安定課 令和 6 年 7 月 30 日発表)抜粋

資料 8 管内金融経済概況(日本銀行神戸支店 2024 年 7 月 18 日)

資料 9 毎月勤労統計調査地方調査月報(兵庫県 令和 6 年 5 月)抜粋

資料 10 兵庫県の経済・雇用情勢(兵庫県産業労働部 令和 6 年 8 月 14 日公表)抜粋

資料 11 兵庫県鉱工業指数月報(兵庫県企画部 令和 6 年 5 月速報)抜粋

資料 12 連合 2024 春季生活闘争 平均賃金方式 第 7 回(最終)回答集計(連合 2024 年 7 月 3 日公表)

資料 13 「中小企業の賃金改定に関する調査」集計結果(2024 年 6 月 5 日 日本商工会議所・東京商工会議所)

資料 14 電子部品等製造業関係最低賃金(令和 4、5 年度、全国)

梅野部会長

ただ今の説明について、御意見、御質問等ございますか。

松岡委員

基礎調査について、一つ確認させていただきます。

基礎調査 21 ページですが、ここに電子部品・デバイスのところが 6 年度未満率が 6.4、第 1・二十分位数が 1,001 円とかなり良くない数字が並んでいます。

問題は「令和 6 年度審議会委員資料」の一番後ろにつけていただいております兵庫県の最低賃金の適用除外の労働者ですが、電子部品の適用除外は比較的多めに作られております。

実際これだけを除くとパートタイマーの方が相当数抜けるのかなと思われるのですが、この調査はこの適用除外の方は抜いて計算されているのでしょうか。

山中労働基準監督官

松岡委員のおっしゃられたとおり、こちらの集計結果については、適用除外の者は除いて集計している形になります。

調査票に職種を書く欄がありますので、この適用除外の業種に該当されている方があれば、その方は除いて集計する形で集計しております。

松岡委員

分かりました。ありがとうございます。

梅野部会長

他にございますか。

各委員

(特になし)

梅野部会長

では、審議を続けます。

事務局の説明にありましたが、特定最賃改正必要性の有無に関しましては、全会一致が原則です。全会一致に至らなかった場合は、改正必要性はなしということになります。

また、全会一致で決議された場合は、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用により、専門部会の決議をもって、審議会の決議となります。

各委員におかれまして、限られた時間の中で、御苦勞をお掛けしますが、よろしく審議をお願いいたします。

では、まず、労使それぞれから、兵庫県電子部品等製造業最低賃金改正決定必要性の有無の審議にあたって、基本的な考え方を伺います。

この段階で、双方意見が同じであれば、改正必要性について結論が出たことになり、答

申を行うこととなります。また、もし意見が異なった場合は、審議を続けるということになります。

では、最初に労使双方それぞれで意見調整の時間は必要ですか。

労使委員

はい。

梅野部会長

では、別室にて10分か15分程度、打合せをお願いします。

(労使委員それぞれで打合せ)

梅野部会長

では、審議を再開いたします。

改正申出をされた労働者側委員から金額改正必要性の考え方について、お聞きします。お願いいたします。

堀井委員

それでは、労働者側からは、堀井からお伝えします。

まず、電機産業につきましては、半導体から社会インフラ、重電機器とか幅広い事業が集まっている業種かと思えます。そういったこともあり、その産業内における賃金格差も幅広くあるのだらうと認識しています。

今回の改正の申出につきましては、労働協約ケースで行っており、労働協約の最も低い額と今の現最賃では119円の差があるということでもありますので、その差を縮める必要があると認識しています。

先ほど事務局から説明がありましたが、今年の春闘で労働者の賃金が大きく引き上がっているということと、あと電機産業におきましても、今年の春闘で同じく賃金が大きく引き上がっているということがあります。

そして、特定最賃については、基幹的労働者ということですので、セーフティネットの地賃の対象とは違う方が対象になっているということも一つあります。加えて、電機連合と電経連とで、昨年の賃金交渉以降、概ね3年掛けて、産業別の最低賃金と高卒初任給の額を合わせていこうということが労使の共有事項ということで確認がされています。

したがって、昨年の春闘、今年の春闘においても、高卒初任給の引上げ額よりも産別最賃の引上げ額の方が大きいという傾向が出ております。

そういうことからすると改正の必要性ありということと考えております。以上です。

梅野部会長

それでは、使用者側の方からのお考えをお聞きします。

新山委員

新山の方からまず説明させていただきたいと思います。

全般的な考え方も踏まえまして、御説明をさせていただきたいと思います。

まず、改めてですが、現在の日本経済の状況は、23年度はご存じのとおり、一部の自動車メーカーにおける品質不正などの問題もありまして、生産の停止や出荷停止などの影響もあって、景気自体が停滞とか踊り場といった状況だったと認識しております。

この電子部品等製造業においても、多くの部品を供給しておりますので、少なからず影響があったのではないかと認識しております。

しかし、24年度に入りまして、自動車産業における生産の再開や、あるいは各産業における賃上げの効果といったところもありまして、今後景気は徐々に持ち直しつつあるという見方が一般的ではないかと思っております。一方でご存じのとおり世界各地での紛争や、政治的な不安定要素、あるいは各国の金融政策の影響、為替といったところで部材やエネルギー価格が高止まっているということと景気に対する不透明感というのがまだまだ根強いと認識しております。

兵庫県の状況というのは先ほどの事務局からの報告等もありましたが、特にコストの増加に伴う吸収余力の弱い中小企業については、今申し上げた日本経済の状況の中で非常に厳しいのではないかと認識しております。

これもご存じのとおりですが、政府主導によります価格転嫁円滑化パッケージによるコストの価格転嫁施策が進められているところですが、これにつきましては、帝国データバンクの調査によりますと23年度兵庫県の企業におきまして、コスト上昇に対する価格転嫁率が40%余りであったということでもなかなか価格転嫁が進んでいない状況かと認識しております。

この件につきましては、一度値上げをしても、継続的に素材とか部材の価格が上がっているということもあること、加えて素材やエネルギーなどのコストが価格に転嫁できても、人件費とか物流費などの目に見えにくい費用の上昇分の転嫁がなかなか難しいとも言われております。

また、23年度兵庫県内における企業の休廃業とか解散については、2年連続で増加しているという状況も聞いております。特に23年度につきましては、休廃業したときに黒字であった企業の割合がもう5割を切るレベルだというデータもあります。これについては、過去5年で最低水準であったということです。

コロナ前につきましては、休廃業時の約6割が直近の業績が黒字であったということに比べましても、悪化しているところを踏まえると業績不振が理由での休廃業というのが増えてきている可能性も否定できないのではないかと認識しております。

こういう状況を踏まえた場合、物価高への対応あるいは実質賃金の改善、要は経済成長に資するような賃上げに対するの必要性に関しては使用者側としては理解をするところですが、一方で大幅な急激な賃上げは特に中小企業においては、先ほども述べたような非常に大きな影響があり、場合によっては、企業の存続や雇用そのものへの影響についても、

懸念をすることになるかと認識しております。

今年度の兵庫県の地域別最低賃金につきましては、先ほど事務局から御報告がありましたとおり、すでに51円の改定ということで事実上決定しており、昨年の1,001円から1,052円になるということです。

電子部品等製造業における現在の特定最低賃金は1,002円ということですので、仮に地域別最低賃金がこれに適用された場合でもすでに50円の増額ということになるということで、これは5%の引上げ水準ということになります。

これも先ほど事務局から御報告がありましたが、今年度の賃上げの状況につきましては、加重平均で5.1%という改定であるということですが、一方で中小企業においては、4.45%であるという御報告があったと認識しております。

こうした状況を踏まえると、地域別最低賃金が仮に適用されたとしてもすでに平均並みの賃上げが実現されている状況であり、電子部品等製造業における最低賃金については、特に中小企業において、5%を上回るほどの改定が本当にできるのかということ、あるいは改定を必要とする根拠が見い出せるのかということについては、非常に慎重に判断する必要があるものと認識しております。

こういったところを踏まえて、地域別最低賃金が大幅に改定されるということから、特定最低賃金に関して、同等以上の改定の必要性というのは使用者側として現段階ではないのではないかということです。以上です。

梅野部会長

ということで、労働者側、使用者側で意見が異なります。

今後公益が入りまして、公労・公使でお話を伺いたいと思います。

まず、労働者側と別室でお話を伺いし、その後、使用者側とお話したいと思います。

(公労会議、公使会議、労使会議)

梅野部会長

それでは、審議を再開します。

使用者側から、様子を聞かせていただけますか。

新山委員

それでは、私の方から協議した内容について、総括して御報告させていただきます。

結論としては、継続審議ということにさせていただきたいと思っています。

お話をさせていただいた結果、ベースとなる賃金の改定というか賃上げについては、異論はないところではあるのですが、先々のその最低賃金が上がるという改定ベースを考えたときにそれを上回る改定、同等以上の改定の必要性に対する根拠、データの部分も含めて、使用者側としては十分な理解ができるところには至らなかったということです。

その点に関して、労働者側において、もう少し精査をしていただいた内容をお示しいた

だきたいということで継続審議ということにさせていただきたいということです。

梅野部会長

分かりました。

労働者側から何かありますか。

堀井委員

特にありません。

梅野部会長

ということで、今日は労使合意に至らないということで、継続審議にします。

話をまとめます。今お話があったとおりですが、労働者側の主張としては、電子部品というのは半導体から社会インフラを支えるまでの非常に幅広い産業であるということでその中で産業内での賃金格差があることは承知している。労働協約ケースの最も低い金額と今現在は 119 円の差があるのでその差を縮めたいこと。それから春闘の賃上げにおいて、電機産業も上がっているということでそれも反映させたい。特定最賃は地賃とは違い、対象者も違っているので、その差別化も図りたいこと。それから電機連合と電経連の間での合意として、18 歳見合い産業別最賃と高卒初任給の格差を縮めていくという中であって、18 歳見合い産業別最賃の引上げ額が上がってきていることということでこの産業の賃金の引上げについては必要性ありの根拠はあるという主張でした。

これに対して、使用者側は、日本経済全体の動きとして、電機に限らず、産業界の品質、データ不正等々の問題で一時生産の滞りがあり、それに電子部品産業も影響を受けた。今後は持ち直すという見方もある一方で、地域紛争や部材・資材の価格高騰によってこの先まだ先行き不透明だという問題がある。

他方、兵庫県という地域に限っていえば、コスト上昇を転嫁できない中小企業も多く、中には黒字のまま倒産・廃業していく企業もまだ多いということで大幅な賃上げをすることに関しては非常に問題で、企業、特に中小への負担が大きいということです。

その後、労使直接にお話をさせていただきましたが、ただ今新山委員からもお話があったように結論としては継続審議したいということです。

その根拠としては、賃上げのベースとなる根拠となるデータ・数値について、使用者側が納得できるものが今日の段階ではまだ出ていない。労働者側に対して、もう少し精査をお願いしたいという理由でした。

ということで、今日の審議はここまでとします。

引き続き、必要性有無の審議をします。

次の日程について、事務局から連絡をお願いいたします。

安積賃金室長

はい、分かりました。

事務局より次回の審議の日程について御説明させていただきます。
9月2日月曜日午前10時からで予定させていただいてよろしいでしょうか。
また、その際の公開、非公開のご確認もお願いいたします。

梅野部会長

では、次回は9月2日月曜日午前10時からの開催といたします。
次回は改正必要性の審議2回目ですが、引き続き、公開といたします。
事務局から他に何か連絡事項ございますか。

安積賃金室長

特にございません。

梅野部会長

では、本日これで終了いたします。
ありがとうございました。

梅野 巨利

堀井 説也

松岡 直哉

